

平和への権利国連宣言を活用する

前田 朗

国連総会で採択

2016年12月19日、ニューヨークで開催された国連総会は平和への権利宣言を採択しました。賛成131カ国、反対34カ国、棄権19カ国です。アジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国を中心圧倒的多数の支持がありました。

人権関係の国連文書には条約と宣言があります。国際人権規約（自由権規約、社会権規約）、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約などの条約は、これらを批准した国に条約上の義務が発生します。世界人権宣言、マイノリティ宣言、先住民族権利宣言などの宣言は、各国に直ちに具体的義務を課すものではありませんが、尊重・擁護されるべき重要な権利の内容を提示するものです。

平和への権利宣言は、2006年にスペイン国際人権法協会というNGOが国際キャンペーンを始め、ジュネーヴで開催されている国連人権理事会でロビー活動を展開しました。そこに日本、スイス、イタリアをはじめ世界中のNGOが加わって平和への権利宣言採択を求めました。日本では「平和への権利実現国際キャンペーン日本実行委員会」というグループを作り取り組みを続けてきました。日本友和会もこれに参加・協力してきました。

2013年には国連人権理事会諮問委員会（専門家による委員会）が宣言草案をまとめ、人権理事会作業部会がこの草案をもとに審議を続けました。議論をリードしたのはキューバやコスタリカです。

これに対してアメリカ、EU、日本が反対してきました。アメリカは「平和は安保理事会の管轄事項であり、権利の問題ではない」と主張しました。日本政府は「平和への権利を持ち出すと議論が混乱し、却って平和につながらない」と言います。

2013年から3年間の議論を経て、人権理事会は2016年6月に宣言案を採択し、国連総会に上程することにしました。その結果、2016年12月に宣言が最終的に成立することになりました。

宣言の内容

宣言は次のように定めています。

第1条「すべての人は、すべての人権が促進及び保障され、並びに、発展が十分に実現されるような平和を享受する権利を有する。」

第2条「国家は、平等及び無差別、正義及び法の支配を尊重、実施及び促進し、社会内及び社会間の平和を構築する手段として、恐怖と欠乏からの自由を保障すべきである。」

第3条「国家、国際連合及び専門機関、特に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、この宣言を実施するために適切で持続可能な手段を取るべきである。国際機関、地域機関、国家機関、地方機関及び市民社会は、この宣言の実施において支援し、援助することを奨励される。」

第4条「平和のための教育の国際及び国家機関は、寛容、対話、協力及び連帯の精神をすべての人間の間で強化するために促進されるものである。このため平和大学（注1）は、教育、研究、卒後研修及び知識の普及に取り組むことにより、平和のために教育するという重大で普遍的な任務に貢献すべきである。」

宣言は平和を権利としていますから、個人には平和への権利があり、これ行使することが予定されています。これまで平和は「状態」と理解されてきました。戦争のない状態を平和と呼び、「構

造的暴力」等のない状態を平和と呼んできました。同時に、平和は権利でもあることになりました。日本国憲法の平和的生存権と同様に、国際法において平和が権利になったのです。

宣言を活用する

上述の日本実行委員会は、2016年12月から各地で学習会や講演会を続けてきました。12月16日に室蘭市、同月17日に札幌市で、清末愛砂（室蘭工業大学准教授）に筆者が公開でインタビューしました。2017年1月13日には東京で清水雅彦（日本体育大学教授）、1月20日には大阪で奥本京子（大阪女学院大学教授）、2月5日には飯島滋明（名古屋学院大学教授）に、それぞれ筆者が公開インタビューしました。

また、安倍政権が強行した安保法制に対して、全国各地で安保法制違憲訴訟が提訴されています。そのなかで平和への権利の学習会が取り組まれ、笹本潤（弁護士）をはじめ日本実行委員会メンバーが講師として各地を回っています。いくつかの訴訟では、原告団側の準備書面の中に平和への権利が書き込まれています。

日本実行委員会では、今後も平和への権利を国内で活用するために学習会や講演会を企画していく予定です。

国連人権理事会で

2017年3月に開催された国連人権理事会で、NGOのパパ・ジョバンニ23世協会（注2）は、多数のNGOの賛同を得て、平和への権利を実現するために、あらゆる分野で平和と非暴力の文化を促進し、各国が人間の尊厳と人権を尊重し、貧困にあえぐ者や被害にさらされやすい者を保護し、平和を実現するためにいっそうの努力をするように求めました。日本実行委員会もこの発言に賛同しました。

シリアの例を挙げるまでもなく、世界は戦争と内戦とテロの恐怖に襲われています。内外で平和への権利を掲げた取り組みのネットワークを広げていくことが求められています。

（注1：1980年に国際連合総会決議に基づき設立された研究機関。人類すべての間に「理解、寛容、平和共存」の精神を広める目的で平和に関する高等教育を行う国際機関を作り人道支援を供与するために設立された。）

本部キャンパスはコスタリカの首都サンホセにある）

（注2：1968年、オーレスト・ベンツィ神父によってイタリアで結成されたNGOで、貧困や人権の抑圧の問題に取り組み、社会の改革を目指す。ジュネーブに常駐事務所がある）